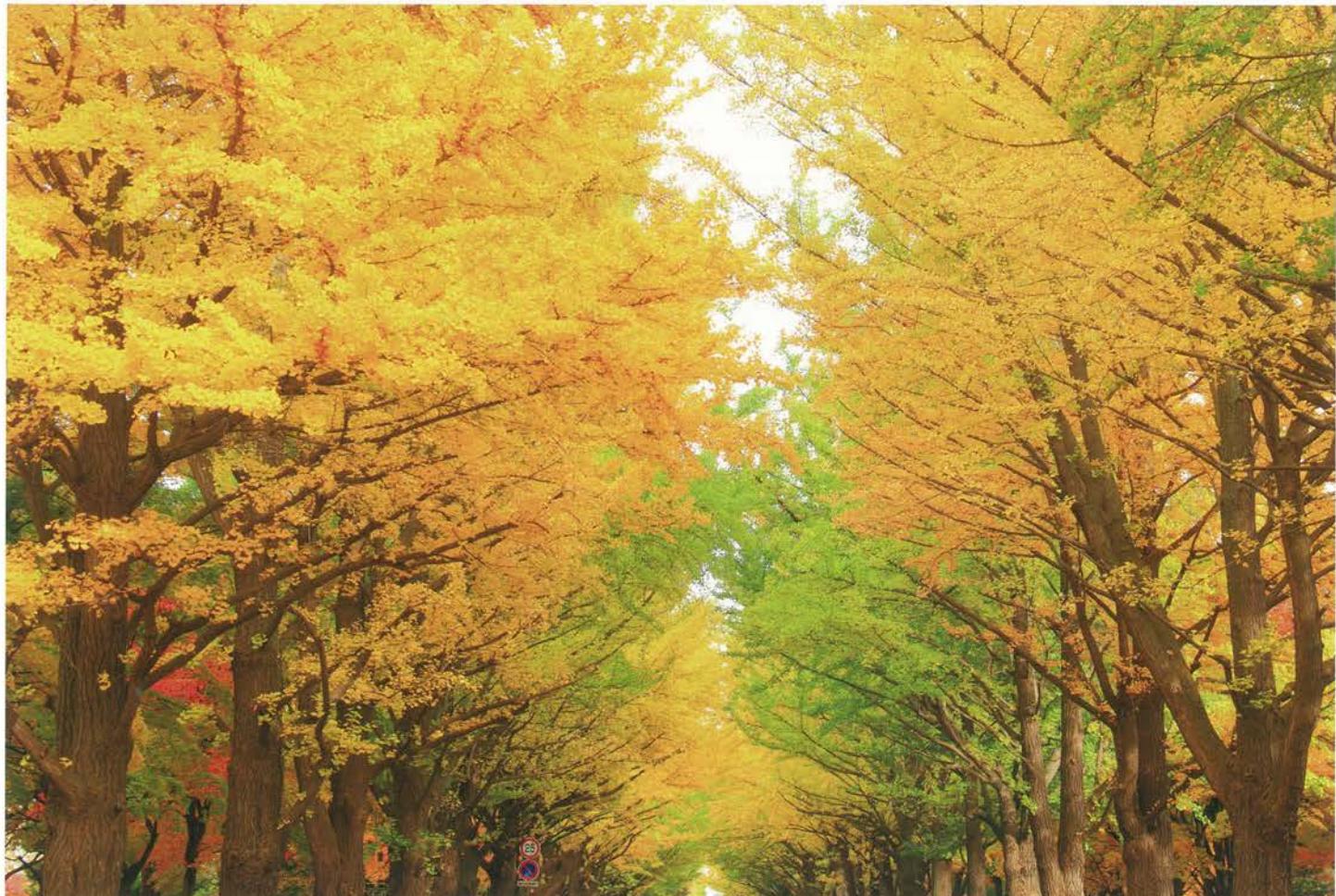


おおぞら

No.34

札幌おおぞら法律事務所 ☎060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目6番地 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705
URL <http://www.ozoralaw.com/>



北海道大学のイチョウ並木



私たちの憲法が変わるかもしれない。それは、改正か改悪か？

忘れてはならないのは、憲法は、私たち市民国民が権力を制限するためにこそ意味があること。自衛隊を憲法に書き込むことは、司法を超越する軍法会議の存在を認めることに繋がりはないか。学費無償化を憲法に書き込む前に、今すぐできること、すべきことがあるのではないか。国家緊急権を認めることは、権力に抗うことを放棄することになりはしないか？

憲法は、誰かが変えるのではなく、市民のものとして変えるべきか否かを考えていかなければならぬ。私たち法律家は、それを傍観してはならない。

民主主義では、私たち市民国民が主人公です。その役割を、常に忘れないでいたいものです。今年もどうかよろしくお願ひいたします。

2018年1月 札幌おおぞら法律事務所 一同

01

野球部監督を退任する気持ち

弁護士 太田 賢二

一度はやってみたい職責として、国の首相と並べてプロ野球の監督、と言われることがある。プロ野球選手を、将棋の駒のように自分の采配で動かす、というのはすっごく魅力的。

ただ、僕が引き受けたのは、札幌弁護士会野球部こと札幌ローヤーズの監督。昨年までの2年間もあわせ、通算5年の監督業を退任した。

選手は、当然のことながら全員弁護士。高校野球経験者も若干いるけど、基本は下手くそ。そして、レギュラーでも平均年齢は40歳弱。チーム全員の平均となると、50歳を超えるはず。

それでも目標は、全国大会進出、そして全国優勝。(笑うな顔。札幌ローヤーズは、過去2回も全国制覇。そのとき僕は、いずれもグラウンドに立っていた!)

だから練習は結構本格的、ゴールデンウィークからほぼ毎週土曜日の午後数時間。監督は基本練習には全部参加するから、かなり大変。就任当初、「また監督やるんだけどさあ。」と、かみさんに愚痴っぽく言ったのだが、「好きだからやるんでしょ!」と一蹴されてしまった。

一方で各選手は、仕事の都合、家庭の事情が一定優先さ

れて、練習でもなかなかベストメンバーを組めない。自主トレもそれぞれ。そして、練習に熱心な選手が、必ずしも「使える」わけではない。

でも、勝ちたい!

勝ってわかる楽しさがある。うまくなつて知る野球の醍醐味もある。そんな思いの中、「忍耐と観察力」を大事に監督をしてきた。

最後のシーズン。2年連続の全国大会出場を果たし、決勝大会では、最強豪の一つである東京弁護士野球クラブを逆転して、あと一步のところまで追いつめた。ううん残念。

ただ、この2年間、選手のみんなは、本当にチーム一丸となって、わがままな監督を盛りたててくれた。本当にありがとうございました。

今後私は、主に還暦野球の一選手として、草野球の中で頑張ることになりそうです。

**02**

そうだ、京都に行こう!

弁護士 小泉 純

平成29年11月下旬に仕事で大阪に行く機会がありましたので、せっかく関西まで行くならどこか観光してこようと思っていた。ちょうど関西方面は紅葉のシーズンということもあって、「そうだ、京都に行こう!」と思い立ち、仕事が終わった後から京都に行ってきました。(ちなみに、大阪でも、どて焼き・串カツ・お好み焼きなどを食べ、大阪の食を満喫しました。)

まずは、嵐山の渡月橋に行ったのですが、まず驚いたのが人の多さでした。地下鉄の通勤ラッシュ並みの人数で、観光客が渡月橋を渡っていました。その後、お土産通りで、竹とサクラ味という謎の味のソフトクリームや、湯葉ドーナツ、京都っぽくないのに何故か有名なコロッケなどの食べ歩きをしていました。

その後、紅葉の夜のライトアップが見たいと思い、メジャースポットの1つ、「清水の舞台」で知られる清水寺へ行きました。こちらも予想通り、観光客の数がものすごい状況でした…。人が多かったので、あまりゆっくりは見られませんでしたが、宵闇を背にいっそう深みを増す紅葉と現代の照明技術とが融合した世界は昼とは異なる幻想的

なもので、とても綺麗でした。しばしの間、綺麗な風景に癒されました。

その日は京都に一泊しましたが、次の日の午前早めに出発する必要がありましたので、次の日は朝から京都駅でお土産を買い込んで(漬物、八つ橋、わらび餅、赤福などなど)、京都をあとにしました。

仕事のついでということであります、今回は午後の半日程度しか観光時間が取れなかったのが非常に残念ですが、久々に大好きな京都に行けたので、とても良かったと思っています。



03

弁護士の不養生

弁護士 川島 英雄

「医者の不養生」という言葉があります。他の人の病気を治す医者が、自分の健康にはあまり気を遣わないことを指す言葉です。まあ、私は医者ではないのですが…。

私は、決して大酒飲みではありません。うちの事務所の某〇弁護士をはじめとして、弁護士には、私とは比較にならないくらい素晴らしい飲みっぷりの人がたくさんいます。でも、量は多くないですが、私が休肝日もなく毎日お酒を飲み続けていたことは確かです。

すると、今年の人間ドックの血液検査で、 γ -GTPの数値が異常値だと指摘を受けてしまいました。私は、医療事故の事件をよく担当しているので、血液検査の数値の意味もそれなりに理解しています。 γ -GTPは肝臓の数値なのですが、GOT (AST) や GPT (ALT) といった他の肝臓の数値は正常でしたので、それが意味することとは…。

肝炎などの病気ではなく、「お酒の飲み過ぎ」です。

その後よく調べてみたら、 γ -GTPは、大量に飲まなくとも、休肝日なく飲んでいると異常値が出やすいようです。

また、実は私の数値は深刻な数値ではなく、しばらくお酒を控えて肝臓を休めてあげれば結構簡単に数字は下がるようでした。

休肝日を作った方がよいということはもちろん知っていましたが、こうして数値で示されるまでは実行する気になれませんでした。医者ではありませんが、私も、わかっているのにやめられない「不養生」をしてしまったなあ…と反省するばかりです。

この原稿を書いているころは忘年会シーズンで、飲むことを完全に止めることは難しいのですが、「週2回以上の休肝日」の達成を目標にして、これからはもう少し健康に気を遣いたいと思います。



登別の地獄谷にて
(本編とは関係ありません)

04

四国弁護士会連合会の定期大会に行ってきました。

弁護士 小林 杜季子

今年度は、北海道弁護士会連合会の理事を拝命している関係で、他の弁護士会連合会の定期大会に出席させていただく機会があり、私は、四国弁護士会連合会の定期大会に参加するため、徳島に行ってきました。

当日は、記念シンポジウムと定期大会があり、記念シンポジウムでは、「成年後見制度の利用促進及び充実のために」というテーマで、行政や弁護士が実際に経験したこと、実践している内容の紹介がありました。ただ単に、後見制度を広報しようというのではなく、「支援を必要とす

る方に『気づく』・相談や成年後見の申し立てに『つなぐ』・選任された後見人を『支える』』という観点から活動を

されているお話を聞き、なるほどと思いました。

高齢化社会の日本において、今後は、後見制度が必要になってくる場面が間違いなく増えていくでしょう。そのときに、後見制度というサポート体制によりスムーズにつなげ、そのサポートをより良いものにしていくバックアップができる体制を、四国だけではなく、北海道でも広めていく必要があるとひしひしと感じています。当事務所でも、「老いじたくプラン」をメニューに加え、今後の高齢者社会に役立てるよう準備しております。

話は戻りますが、シンポジウムだけでなく、もちろん定期大会も真面目に出席いたしましたが、その日の懇親会では、本場の阿波踊りを見るだけではなく、会場全員で踊るという楽しいハプニングに巻き込まれた徳島でした。



05

大都会のオアシス

弁護士 遠山 りえ

平成29年11月に米国のトランプ大統領が初めて日本を訪れました。米国国内ではなかなか支持率が上がらない同大統領ですが、日本をはじめアジア各国で歓迎され、心なしかご機嫌だったように見えました。

歴代の米国大統領の中で特に人気が高いのは、ジョン・F・ケネディ大統領ですが、ケネディ大統領が1963年11月22日に遊説先のテキサス州ダラスで暗殺されてから、54年が経ちました。先ごろ、米国立公文書館がケネディ暗殺関連の文書の一部を機密解除して、断続的に公開を始めたことから、真相がどのくらい明らかになるかに注目が集まっています。

ところで、ケネディ大統領は、米国大統領としてはめずらしいアイルランド系アメリカ人で、カトリック教徒でした。

カトリック教徒の祭日で有名なものに「セントパトリックス・デー」があります。アイルランドにキリスト教を広めた聖人パトリックの命日である3月17日を祭日と定め、世界中のカトリック教徒が盛大にお祝いをします。

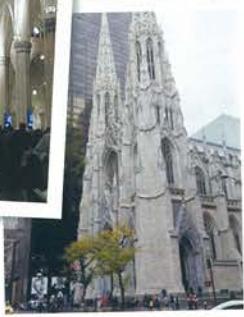
アメリカでは、セントパトリックス・デーのお祝いとして、NY市のパレードが一番規模も大きく有名です。この日は、皆が緑色（アイルランドのシンボルカラー）の物を身につけることとなっていて、緑の物を身につけていないと「つねられる」とされています。

NY市のパレードは、市の中心街にあるセントパトリックス大聖堂の前の5番街を中心に行われます。セントパトリックス大聖堂は、ロックフェラーセンターと向かい合うように建つ非常に大きな教会で、摩天楼にも負けない荘厳かつ豪華なネオ・ゴシック様式の建造物として、NYの観光名所になっています。

今回私がNY市を訪問したのは、ちょうどISISに共感するウズベキスタン出身の男が、10月31日のハロウィーンの日に小型トラックを暴走させ、スクールバスに衝突して8人の死者と12人の負傷者を出すというテロ事件があった直後で、セントパトリックス大聖堂でも鎮魂のミサが開かれていました。

大聖堂の中はとても広く、入口すぐの最後列からだと、前の祭壇で何が行われているかはほとんど見えないのでですが、数メートル毎に何台ものモニターが設置され、祭儀の様子が確認できるようになっていました。

セントパトリックス大聖堂は、伝統とモダンが最適に混じり合った空間で、宗教色のない日本人でも敵かな気分に浸れる大都会のオアシスと言えそうです。



06

最近読んだ本から

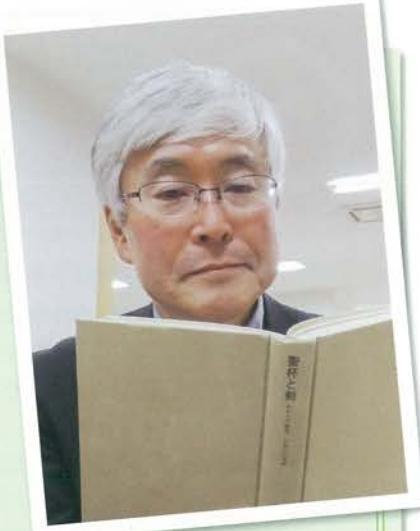
弁護士 小坂 祥司

以前に読んだリアン・アイスラーの「聖杯と剣」（法政大学出版局）を再読しています。考古学、文化人類学関係の本なのですが、暗澹とした未来しか描けない今の時代、夢物語としか思えなかった別の未来を垣間見せてくれる本なのです。

紀元前四千年前の古ヨーロッパには戦争があったことを示す考古学的物証はなく、むしろ数千年の間、著者が協調形態社会と呼ぶ、男女が協力関係にある戦争のない平和で豊かな時代が続いているということを、遺跡の壁画や出土品、遺骨の損傷状態などを詳細に検討して考証をしています。この社会が崩壊し出すのは紀元前四千年前からのことであり、周辺から、著者が支配者形態社会と呼ぶ、攻撃し殺戮し支配するという別の生活原理をもつ人々が次第に古ヨーロッパに移動し、ついには全域を支配するようになりました。以前の生活原理を持つ最後の社会がクレタ島のミノア文明であり、火山爆発によってそれも潰えたのです。

この本は更に論を進め、新しい生活原理（攻撃し殺戮し支配する）は、その後数千年にわたり人間社会の常識のように考えられ、それが現在につながっているのだと論じます。戦争・殺戮は人類の宿業だとする議論に対し、それは数千年にわたるこの生活原理にとらわれた見方でしかなく、平和な社会は夢物語どころか、過去に人類が実現していた社会であると反論します。そして、これから社会をどのような社会にしていくかは、宿命などではなく、人類自身の選択なのだとするのです。

最初に読んだときは目を開かれる思いがして非常に興奮しました。改めて読んでもやはり胸がわくわくする思いがします。興味をもたれたら是非読んでみて下さい。



07

将棋

弁護士 土田 史

平成29年10月22日(日)に札幌プリンスホテル国際館パミールで第24回佐々木治夫杯争奪将棋大会がありました。札幌弁護士会からは、3人1グループの団体戦で2チーム(6人、札幌弁護士会A、札幌弁護士会B)と個人戦で2人が参加しました。札幌弁護士会Aチームが第4位になりました。私は札幌弁護士会Bチームで出場したのですが、4局試合をして2勝2敗と可もなく不可もなくという結果になりました。また、個人成績でも2勝2敗で、ぱっとしません。とはいって、多少は勝てて良かったと、ほっとしています。

さて、今回の私の記憶に残る1局は、3局目でした。3人ずつの団体戦で、私の対局以外が先に終了し、結果は1勝1敗、私が勝てばチームが勝ち、私が負ければチームが負けるという状況になりました。そういうのはなかなかプレッシャーで、コマを持つ指先に汗がにじむ状態です。私は、通常は攻めが好きなので、攻めるか受けるか迷ったら攻めるのですが、今回だけは負けられないと、相手が強引に攻めてくるところを、ひたすら受けに徹しました。相手の攻め駒は徐々に少くなり、完全に攻めが切れたところで、相手が投了しました。私は相手玉を詰ませていません。まあ、詰ます

のは時間の問題という局面でしたので、相手の立場になつて見れば投了もやむなしであったと思いますが、ひたすら受け続けるという指し方が自分にもできるのだと、自分の将棋に新たな発見があつた1局でした。

また、今回は札幌司法書士会チームが初出場しました。昨年の第23回佐々木治夫杯で出会った司法書士さんがその後1年間弁護士会将棋部の活動に参加していたのですが、司法書士の中にも将棋好きがいて、人数が集まつたとのこと。この流れで、司法書士会将棋部だけでなく、税理士会将棋部、社労士会将棋部、行政書士会将棋部などと士業にも広がりが出たら面白いだろうなあと考えています。コツコツ将棋の輪を広げたいものです。

将棋は、それが好きだというだけで、将棋友達と楽しい時間を過ごせます。そして、それはきっと将棋ができなくなるまでずっと続きます。一生楽しめる趣味というものは本当に良いものだと改めて感じたところです。



08

イタリア旅行

弁護士 山田 雄太

平成29年9月、イタリア旅行に行ってきました。初の海外旅行で期待に胸が躍る反面、昨今話題となっているテロに対する不安もありました。実際、渡航前にもいろいろな方に、テロが危ないと言われ、旅の始まりは不安優勢だったかもしれません。しかし、さすが添乗員さんです。旅行者の気持ちを察して、まずは、一言、「イタリアは安全ですよ。」、続けて、「マフィアが睨みをきかせてるのでテロリストが入国できないのです。」と。これを聞いて、果たして安全なのか安全じゃないのか分からなくなりましたが、気持ちを切り替えることとしました。

旅は、ミラノから始まり、ヴェネツィア、フィレンツエ、ローマへと移動しました。

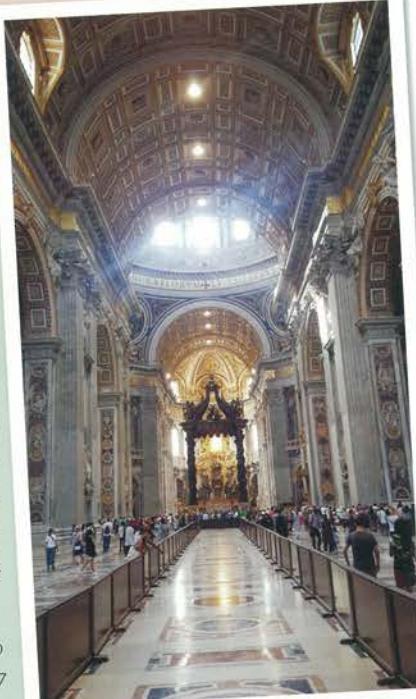
この中でも、最も印象に残っているのは、水の都ヴェネツィアです。裁判所と牢獄を繋ぐ「ため息橋」は、昔有罪判決を受けた囚人が最後に外を見られる場所で、この美しい景色が彼らにはどのように見えるのだろうと感慨深く感じました。

順調に思えた旅も、最終日には、トラブルに見舞われました。ローマが豪雨となり、出国の飛行機が3時間ほど遅れた

のです。このため、乗換がうまくいかず、アブダビに一泊することとなりました。ここでもやはり気持ちを切り替え、せっかくだから観光しようとホテルの外に出ました。なんと40度超えの灼熱の太陽の下、モスクを観光してきました。ちなみに、荘厳で歴史あるように見えましたが、2007年に建築されたものでした。

このようにトラブルも発生した旅でしたが、最後の最後に奇跡が起こりました。旅行会社の配慮かアブダビで魔法のランプをこすったためか、成田行きの飛行機がビジネスクラスのシートへと変更されていたのです。足が伸ばせて、ちゃんと眠れる、素敵なる帰路でした。

初の海外旅行は、観光もスリルも楽しめ、締めにサプライズも起こった思い出に残るものとなりました。





巨星墜つ…遺された者の想い

弁護士 田中 貴文

弁護士の仕事を始めてからこれまで約30年間、金属じん肺、石炭じん肺、トンネルじん肺、建設アスベストなど、じん肺に関する訴訟に携わってきた。

昨年の5月に海老原勇医師が、6月には山下登司夫弁護士が相次いで亡くなった。

海老原医師はじん肺の専門医として、多くのじん肺患者の診察を行いながら、じん肺患者が安心して治療を受けられる権利を守るために法改正に向けて積極的に取り組んできた日本で最も高名な、行動するじん肺専門医である。海老原先生が書いた「じん肺とのたたかい」「職業病運動史・戦後編」は、私がじん肺に関わるようになったころに読んだ本で、その後私が一貫してじん肺に取り組むことになる切っ掛けとなった。

山下弁護士は、長年、全国各地で闘われているじん肺訴訟弁護団のリーダーとして活躍してこられた。態度も声もでかいが、その見かけに反して書面は理論的かつ緻密で説得力がある。大言壯語するが、実行が伴わない人もいるが、山下先生は、大言壯語するが、そのとおり実行する弁護士だった。私が一番驚いたのは、北松じん肺控訴審で大

量の時効棄却者が出された後、常磐じん肺訴訟で、「企業が時効の援用をするのは権利濫用」という判決を勝ち取ったことだっ

た。被告企業の常磐興産が経営していた常磐ハイアンセンターの入り口で、原告とともにチラシを配りながら街頭宣伝も行うという行動派でもあった。ポケットティッシュと一緒にチラシを配ると、受け取りがいいということを教えてくれたのも山下弁護士だった。

相次いで二つの巨星失い、じん肺被害救済・じん肺根絶のたたかいは大きな打撃を受けることになった。しかし、亡くなった人は帰ってこないし、じん肺をめぐるたたかいは、日々新しい局面を迎えていた。結局、遺された私たちが、巨星の遺志を引き継いでやり遂げるしかない。それが歴史というものだと実感する日々である。



写真は本文とは関係ありません。
うちの飼い猫（くぅちゃん）です。



はじめに

この度、札幌おおぞら法律事務所に入所することになりました、増田 翔（ますだ ショウ）と申します。

私は、秋田県で生まれ、7歳の時に父の仕事の関係で札幌に来ました。その後進学のため東京、兵庫と移動し、法科大学院修了後札幌に戻ってきました。

様々な土地で生活し、改めて札幌の住民の方の温かさや、過ごしやすい環境といった魅力を感じました。特に暑さが苦手な私にとって、過ごしやすさは大変な魅力です。

札幌での実務修習を経て、魅力溢れる地元の札幌で仕事をできることを大変うれしく思っております。

弁護士を志すようになったきっかけ

私が弁護士を志すきっかけになったのは、学生時代のアルバイトで残業代が支払われない等の不利益を受けたことでした。それまで両親の元で生活し、いわば平和ボケしていた私は、いざ当事者として問題に直面した時、何をどうすればいいかわか

らず、孤独感ゆえの恐怖さえ感じたほどです。

このような経験から、何か問題に直面しても、不利益を恐れ自分の声をあげにくいという人が労働の面にとどまらず多いのではないか、それ故問題が外から見えないだけなのではないかと気づきました。そして、何か悩みがあり相談できずに困っている方がいるのであれば、私自身がそのような方が声をあげるきっかけとなりたい、弁護士として力になりたいと考えようになりました。

弁護士として仕事をするにあたり

相談者の方は、とても不安な気持ちで相談にいらっしゃることだと思います。私は、弁護士として仕事をする上で重要であるのは、相談しやすい環境を作ること、相談者の方の味方として寄り添うことであると考えます。これまでの就職活動を通じても、おおぞら法律事務所ほど温かさを感じられる事務所は他にありませんでした。

今後、事務所の一員として相談者の方に親身に寄り添い、一つ一つ全力で問題解決のためのサポートをさせていただきたいと考えています。

どうぞよろしくお願ひいたします。



人生を、楽しく自分らしく生き抜きたい！

終活～最期まで自分らしく、そしてその後までも～

弁護士 太田 賢二

人生は、後半戦こそお楽しみ！

私は、この正月で数え年の還暦（！）を迎えるが、平均余命で考えると、まだ20年位は生きていくことになりそうです。

人生は、これから後の後半戦こそお楽しみ！そうありたいものです。そのための「終活」あるいは「老いじたく」。今から何ができるでしょうか。そして弁護士が、どこまで、どのように関わって行けるのでしょうか。

古い支度 その 1

最期まで自分らしく生きていくこと

亡くなる直前まで元気。いわゆるピンピンコロリですね。でも神様や仏様に頼ってもそうなる保証はありません。人生後半戦の設計はなかなか難しく、「最期まで自分らしく生きる」ためには、次のような課題をどうするかについて、少しずつ考えておく必要があるようです。

- * 自宅を終の住まいとするのか、老朽化したマンションの処分方法
 - * 子どもがいない、遠くに行ってしまった場合の身の回りの整理
 - * 自分の財産の処理による子どもたちの紛争回避（公正証書遺言）
 - * 借金も相続の対象となってしまう（相続放棄）
 - * サービス付高齢者住宅に入る場合の契約、保証人の確保、入居後の金銭管理（財産管理手続）
 - * 親やつれあいの介護。自分が認知症になったときの対応（任意後見契約）
 - * 亡くなったつれあいの親族との関係解消（死後離婚）
 - * 延命治療や自分の死についての態度表明（尊厳死宣言）

弁護士は、こんな様々な問題について、親身に寄り添いながら一緒に考え、法的手段を活用し、さらには代理人等として、手続を実際に行うことができるのです。



公正証書 正本

第一条(本件の趣旨)
甲は、乙に対し、承認立候年月日各日、甲の被相手の事務(以下「承認死後委任事務」という)全般在し。乙は、これを受ける(この約款を、以下「本件」といふ)。

第二条(本件死後委任事務の範囲)
甲は、乙に對し、甲の死後事務における各種の事務を委託し、その事務遂行のための代理権を付与する。ただし、乙は、甲が死亡した時点において、甲の配偶者や存続する子供等に、戊人の同意を得て最大限尊重しながら、本件実務委任事務を行なわせる。

① 遺嘱(遺言・公示式の予配)、太陽及び地盤に關する事務

② 家業追算其の身の回りの被相手品の估定

古い支度の大切さ 遺産整理手続きは煩わしい

十分な老い支度がなされないと、残された家族は、悲しみの中、大変で煩わしい手続に悩まされます。

相続の手続は、年金手続き、保険金請求、預金口座や不動産の名義変更など複雑で、優に100種類近くあると言われています。これらの手続は、それぞれ担当する役所や保険会社等が異なります。基本的には、相続人の誰かが、各相続人の考えを取りまとめて、個別に手続きをしなくてはなりません。実際には、各手続を個人で正確に完了させることはとても困難で時間もかかります。

弁護士だと、相続人のみなさまの窓口として、このような複雑な手続を、すべて一括で行うことが可能です。
(相続手続専門士会館ホームページ)

(相続手続き丸ごとサポートプラン)

もし相続人の間に争いがある場合、弁護士は、個別に遺産分割の交渉や調停の代理人となることも可能だということは結構重要で、覚えておいていただければと思います。

古い支度その2

人に迷惑を掛けないで、自分らしく死ぬこと

自分が死んだあとに、人に迷惑を掛けたくないという思いも大切です。

例えば、次のようなことを考えたことはありませんか。



- * 自分の葬儀（場所や宗教、祭壇のこと）
や、戒名について決めておくこと
 - * 埋葬の方法
 - * 自分が死んだことを誰に連絡してほしいか
 - * 趣味のコレクションを含む身の回り品の処理やペットのこと
 - * 最期までお世話になった医療機関や療養施設の退所手続等
 - * スマホ内の各種データ処理（デジタル終活）
 - * 永代供養や墓じまい

これらのことを見て、最近は、エンディングノートを残すことが広まりつつあるようです。

しかし、実際の手続は、「誰か」がやらなければなりません。その「誰か」に弁護士を選ぶことをぜひ考えてみませんか。
(死後事務委任契約)

弁護士が、遺言や相続だけでなく、様々な形で終活や老い支度に関わることを理解いただけましたでしょうか。

「それ、弁護士のお仕事ですか！」ということも結構含まれますよね。

でも私たちは、みなさんと寄り添ってこういう仕事を大切にしていきたいと思っています。



弁護士は裁判だけじゃない!

～「予防」と「備え」に利用してください～

弁護士は、トラブルが大きくなつてから頼むもの、裁判を頼むものと思っている方が多いと思います。

でも、実は、弁護士は裁判ばかりしているわけではありません。早めに相談していただければ、トラブルを避けられたり、小さなトラブルで済ませられたりすることもあります。老後や亡くなった後の心配の他にも例えば…

● 社長をしている会社を息子か従業員に引き継ぎたい

(事業承継、株式の分配、連帯保証に関する相談)

→後継者を、何時、誰にするのが、会社にとって意味があるかを説明します。

→事業承継に伴う、株式の分配の方法や連帯保証人の引継などの手続をお手伝いします。

● 「取引先と契約を交わすことになった」

(経営や取引に関する相談)

→契約書の内容をチェックして問題のある項目を指摘することができます。

→契約書を代わりに作成するなどご依頼を受けることができます。

また、トラブルになってしまった後でも、少しでも早めに弁護士に依頼すれば、裁判にまでならずに済ませられたり、面倒な手続や相手との応対を任せてしまうこともできたりします。具体例を挙げますと、

● 「交通事故に遭ってしまった」(交通事故に関する相談)

→治療中のころから、諸手続や相手の保険会社との応対を代理することができます。

● 「離婚を考えている」(離婚に関する相談)

→裁判外での交渉や、調停でのサポートをする依頼を受けることができます。

これらは、弁護士が行う仕事のごく一部です。あらゆる分野で、弁護士は、裁判以外の場でも幅広く活動しています。

弁護士としても、トラブルが大きくなつて、切羽詰まってから相談を受けたのでは、対処できる方法の選択肢が狭まってしまい、限られた対応しかできなくなってしまいます。そうならないように、心配ごとや困りごとがあるときには、遠慮なく、なるべく早めに弁護士に相談してください。

事務所からのお知らせ

- ・新年は1月9日（火）から営業を開始します。
- ・相談は予約制です。必ず前もってお電話をいただき、ご予約いただいてからお越しください。
- ・相談料は1時間まで5,400円（税込）です。
- ・初めての方は最初の30分のみ無料です（法テラスの法律相談援助などを利用できる場合を除きます。）。
- ・法テラスの法律相談援助や弁護士費用保険などを利用できる場合があります。
- ・ホームページを開設していますので、詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.ozoralaw.com/>



札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目6番地タイムスビル3階

TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705

営業時間 平日9:00~17:30